

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：むつ市防災マップ)

むつ市の洪水防災マップには、「災害から身を守るために必要な情報」と「洪水による浸水想定区域を示した地図」が掲載されている。洪水浸水想定区域は市内中心部を流れる田名部川水系田名部川及び小川付近となっている。田名部川沿いに広がる田名部地区中心市街地では0.5m～3.0m未満で浸水すると想定されている。

※この浸水は1000年に1度の降雨、田名部川流域で24時間総雨量431mmを想定

(地震：むつ市地震防災ハザードマップ、J-SHIS)

むつ市地震防災ハザードマップは中央防災会議が想定した「三陸沖北部の地震」をもとに作成されており、田名部川、新田名部川沿いの平野部や海沿いの地域では、最大震度6弱が想定されている。

※この地震は、昭和43年の十勝沖地震に類似したものであり、地震の規模を示すマグニチュード8.3と想定

J-SHIS地震ハザードステーションの全国地震予測地図によると、むつ市においては、今後30年の間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が12.6%とされている。また、再現期間10万年相当の計測震度では震度7の地震が想定されている。

(津波：むつ市津波防災地域づくり推進計画・むつ市津波避難計画)

むつ市では、太平洋側海溝型地震でマグニチュード9.0、最大震度6強の地震を想定しており、むつ市関根地区で6.4メートルの津波が想定されている。

(土砂災害：むつ市ハザードマップ)

むつ市の土砂災害ハザードマップには、集中豪雨などによって「山崩れ・がけ崩れ」「土石流」「地すべり」などが発生した場合に、危害が及ぶおそれがある土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域や土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊地域に指定されている箇所が多数示されている。しかし、商業地域は、むつ市東部の比較的なだらかな平野部を中心に広がっており、土砂災害による被害は比較的少ないと予想される。

(その他－雪害)

平成24年2月1日から2日にかけて、発達した低気圧が青森県を通過、猛吹雪となった。下北半島を縦断する国道279号の横浜町有畑地区では、1日夕方、大型車両がスリップし、道を塞いだことにより、交通渋滞が発生、さらに猛吹雪による吹き溜まりで400台を超える車両が移動不能となった。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

新型コロナウイルスについては、感染症が市内にまん延し、市民生活及び市内経済に重大な影響を及ぼす恐れがあることに鑑み、市内の事業所における感染症対策の強化を図り、もって市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市内経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、「むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例」を制定している。

(2) 商工業者の状況

むつ商工会議所管内は古くから下北地方の政治、経済、交通の拠点・中心であり、大湊地域には明治時代から現在まで海軍～自衛隊が置かれ、自衛隊の街としての面も持つ。また、2009年9月にむつ市役所が金谷地区から中央地区（元むつショッピングセンター跡地）に移転、近年では大型チェーン店の進出や金融機関の移転、新たな商店会が組織されるなど、商業施設や行政機関の集約が進んでいる。

下記表は、管内の商工業者数及び小規模事業者数の推移であり、商工業者数の減少とともに小規模事業者も同様に減少傾向にある。

むつ商工会議所管内の商工業者、小規模事業者の推移

【経済センサスより出典】

	平成13年	平成18年	平成24年	平成28年
商工業者数	2,551	2,188	2,023	1,966
小規模事業者数	1,920	1,757	1,586	1,554

事業所の立地状況については、卸・小売、建設、生活関連サービス業・娯楽業事業者については田名部、中央、大湊の各商店会地区周辺に広く分散している。宿泊業・飲食サービス業については田名部神社や田名部川沿い、大湊駅前及びその周辺に多く立地している。

むつ商工会議所管内小規模事業者の産業分類

産業分類	平成28年 商工業者数	平成28年 小規模事業者数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	11	8
建設業	205	183
製造業	87	80
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	55	40
卸売業、小売業	549	340
宿泊業、飲食サービス業	396	341
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	150	141
学術研究、専門・技術サービス業	63	48
生活関連サービス業、娯楽業	254	222
教育、学習支援業、医療、福祉、	92	89
複合サービス業、サービス業(他に分類されないもの)	104	62
総数	1,966	1,554

(3) これまでの取組

1) むつ市の取組

① むつ市地域防災計画の策定

当市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、風水害等の災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、むつ市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的としている。

② むつ市総合防災訓練の実施

むつ市では、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、これまでの経験や教訓を活かし、大規模地震・津波想定を組み合わせた防災訓練などを企画し、青森県その他の防災関係機関、公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、青森県総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、相互応援協定等に基づく広域応援を含めた実践的な総合防災訓練を実施している。この際、夜間等様々な条件に配慮するよう努めている。

③ 情報提供及び注意喚起

むつ市ではハザードマップなどを作成し、ホームページ、防災かまふせメール、無料通信アプリ「LINE」等で広く情報発信している。また、災害発生に伴う記者会見の様子は「YouTube むつ市長の62ちゃんねる」でのライブ配信のほか、FMアジュールでも聞くことができ、平時から災害リスク等の情報提供及び注意喚起を行っている。

④ 防災備品等の備蓄

防災備品、資機材等の備蓄については、むつ市地域防災計画に記載、今後も計画に基づき順次整備を図る。

2) むつ商工会議所の取組

① むつ商工会議所 BCP の策定を実施。

② 事業者の BCP に関する国、県の施策周知用パンフレットを作成し、巡回時に配布するなど、企業として防災・減災や BCP 策定の重要性を伝えている。

③ 事業者の BCP 計画策定に向け、自社の「事業計画」作成支援セミナーの開催や、作成に向けて専門家による個別相談会を行っている。

④ 防災備品を備蓄（令和3年11月現在）

当所が備蓄（一部購入予定備品含む）している物資項目はむつ商工会議所 BCP の救護用品一覧表、及び備蓄品リストに記載のとおり

⑤ むつ市が実施する「防災訓練」への参加及び協力を行っている。

Ⅱ. 課 題

当所としては、地域経済が被害を受けてから早急に復興するには、個々の企業の事業継続力強化計画等の策定・実行は勿論であるが、当所を含む経営支援団体が災害状況に応じ、的確かつ臨機応変に支援を行う事が早期の事業再開を可能にするものと考えている。その中で、当所としても令和3年11月22日、「むつ商工会議所事業継続計画」(BCP)を策定し、緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルを整備したが、その内容について、より実態に即した対応が取れるよう体制を強化していく必要がある。

市内の事業者についても、大手企業との取引がある場合や、従業員規模の大きい場合については、防災訓練の実施や既に事業継続計画を策定するなどしているが、大多数の事業者については、まだ十分な対策を取っていない現状にあるといえる。

今後は、むつ市や損害保険会社などとも連携しながら、施策の周知を更に強化し、事業継続力強化計画等の策定の必要性を理解してもらえるよう、職員のスキルアップを図りながら、多くの事業者の事業継続力強化計画等の策定を支援する必要がある。

Ⅲ. 目 標

中小企業・小規模事業者は、経営強靱化を図り、災害対応力を高める必要がある。当所とむつ市は突然の経営環境の変化に対応し、自然災害や感染症等への事前の備え事後のいち早い復旧等を支援する。また、事前対策の支援や災害発生後の対策等、むつ市との連絡体制を平時より構築する等、万が一の場合の地域経済・企業への影響を最小限にするための事業に取り組む。

- ①地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識してもらい、事前対策と事業継続力強化計画等の策定の必要性を周知する。
- ②発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、行政機関や関係機関などとの被害情報報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ③発災後速やかな応急・復興支援策が行えるよう、また域内における感染症発生時には速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築しておく。

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

むつ商工会議所とむつ市との情報共有及び必要に応じた協議の他、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1. 事前の対策

1) 小規模事業者に対する災害リスク及び支援策の周知

- ①窓口、巡回指導時に、「むつ市防災マップ」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（建物耐震性の確保対策や設備の固定対策等、日頃からのハード面での対策の重要性、リスクファイナンス（保険等）としての事業休業の備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）また、事業継続計画について案内・説明する。
- ②会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業継続力強化計画等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③当所の各部会や青年部、女性会等の会議時にも事業継続力強化計画等や国の施策等の周知・案内を行う。
- ④新型コロナウイルス等感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ⑤新型コロナウイルス等感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑥事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) むつ商工会議所の事業継続計画の作成

当所では、本計画と並行して令和3年11月、「むつ商工会議所事業継続計画」(BCP)を作成。(別紙参照)

3) 関係団体等との連携

- ①全国商工会議所ビジネス総合保険制度などの取扱保険会社である、東京海上日動火災保険㈱、損害保険ジャパン日本興亜㈱、三井住友海上火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。

②感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。

③関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

①窓口、巡回指導を通じて、小規模事業者に対し、事業継続力強化計画等の取組状況のアンケートを実施、その事業者の状況に応じて、計画策定や保険等加入についての支援を行い、取組状況をフォローアップする。

②当所とむつ市の関係部署において、むつ市事業継続力強化支援協議会（構成員：むつ商工会議所、むつ市川内町商工会、むつ市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

①自然災害（震度6弱の地震）が発生したと想定し、当市との連絡ルートの確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

②訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

③訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする

2. 発災後の対策

自然災害等発生時には、人命救助が第一である。下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

①当所では、発災後1時間以内に職員の安否確認の報告を行う。

※携帯電話にて、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認した上でむつ市と共有する。

②管内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の感染防止対策を徹底して行う。

③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、むつ市における感染症対策本部設置状況等を勘案して当所による感染症対策を行う。

④当所BCPに則り、災害に関する公表内容を整理し、地域総合経済団体としての活動が実施できるよう運営体制を整備しておく。

2) 応急対策の方針決定

①当所とむつ市による協議に基づき被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。

（豪雨における例）

職員自身の判断で命の危険を感じるような降雨状況の場合は出勤せず、本人の身の安全を確保したうえで自己の安否報告を速やかに実施し、警報解除後に安全を確認した上で出勤する。

②青森県地域防災計画（風水害等災害対策編）に基づき、当所では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に
関すること

イ 災害時における物価安定についての協力に關すること

ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに
關すること

③職員の多数が被災する等により応急対策に支障が生じるような場合の役割分担
決める。

④大まかな被害状況を確認し、発災後３日以内にむつ市と情報を共有する。
（被害規模の目安は以下を想定する）

大規模な被害がある	・地区内の事業所で、床上浸水、建物の全壊・半壊、 ブロック塀の倒壊等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、 もしくは交通網が遮断され孤立状態にあるなど、 状況確認ができない。
被害がある	・地区内の住家・事業所で、看板等の損傷、ガラス が割れるなど、一部破損の比較的軽微な被害が発 生している。 ・倒木や土砂の流出があり、通行不能とまではいか ないが 一時的に通行に支障をきたしている箇所 が発生している場合。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

⑤本計画により、当所とむつ市は以下の間隔で被害情報などを共有することを原則
とする。

発災後～１週間	１日に３回共有する。（９時、１３時、１６時）
１週間～２週間	１日に２回共有する。（９時、１６時）
２週間～１ヶ月	１日に１回共有する。（９時）
１ヶ月～解除まで	２日に１回共有する。（９時）

⑥むつ市で取りまとめた「むつ市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、
必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向け
た対策を実施する。

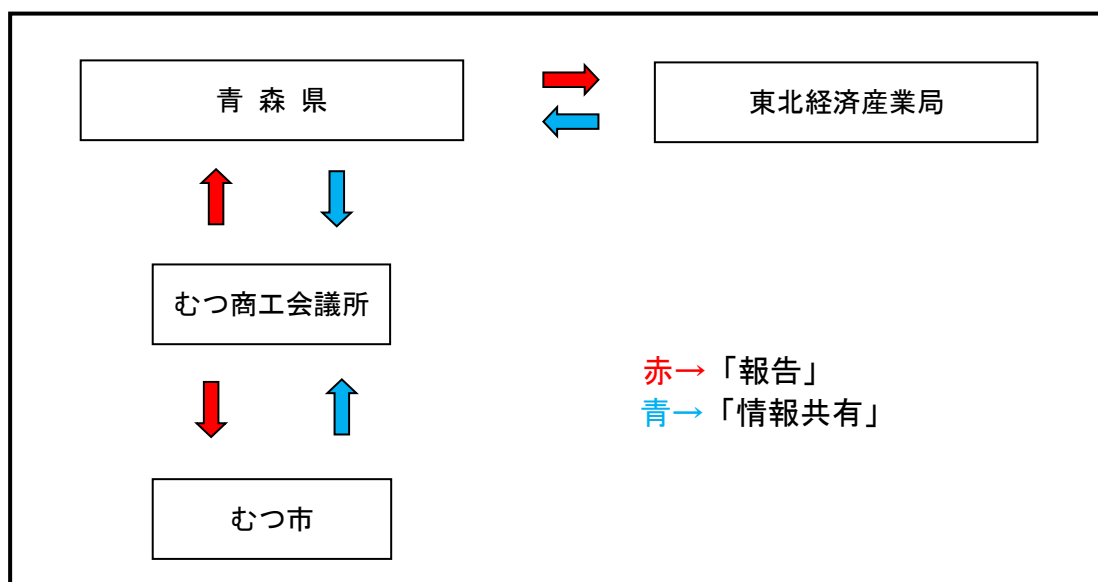
３．発災時における指揮命令系統・連絡体制

①自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に
行う。

②当所とむつ市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）
の算定方法について、予め確認した方法により行う。

③当所とむつ市が共有した情報を、青森県の指定する方法により当所から青森県
へ報告する。

- ④感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当所とむつ市が共有した情報を青森県の指定する方法により、当所又はむつ市から青森県へ報告する。



4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援

- ①相談窓口の開設方法について、必要に応じてむつ市と協議する。
(国、県の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する)
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。(所内)
- ③地区内小規模事業者等の被害状況と併せ経営状況の詳細を確認する。
- ④地区内小規模事業者の被災後の事業継続力強化の取組状況を確認する。
- ⑤応急時に有効な被災事業者支援施策(国や県、市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ電話、会報等で周知する。併せて小規模企業振興委員や地区協議会等の協力を得て、情報の収集や発信に努める。
- ⑥感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ①青森県の示す方法に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。
- ②被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県商工会議所連合会、東北六県商工会議所連合会、日本商工会議所に相談し、対応を図る。

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する

(別表2)

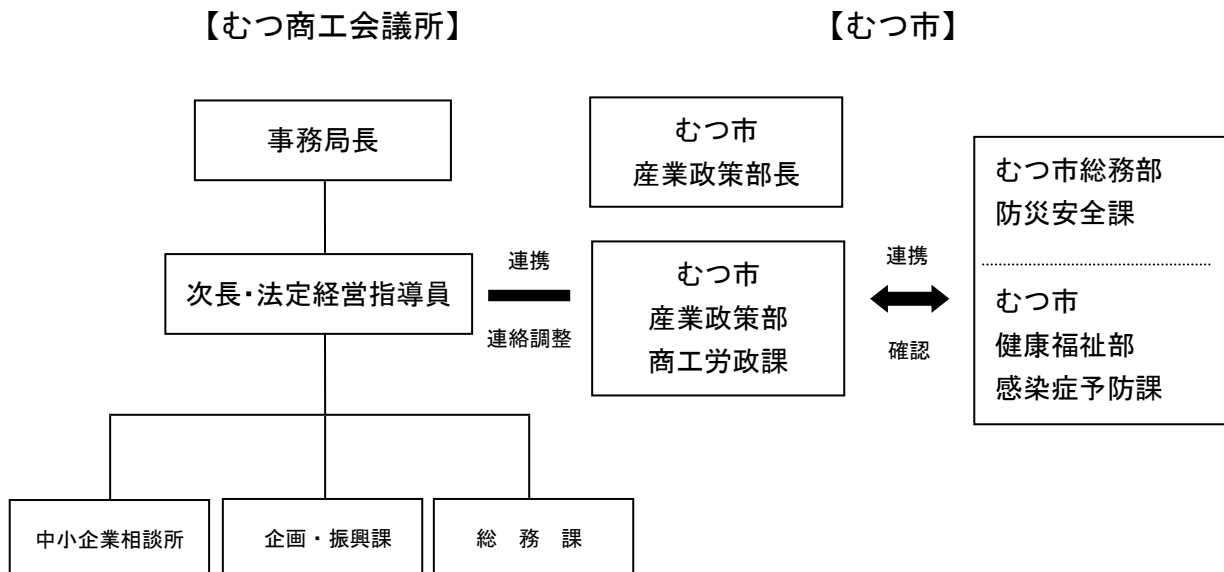
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年4月1日現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



商工業者数	1,805	事務局長	1名
小規模事業者数	1,405	経営指導員	3名
会員数	1,049	補助員	2名
		記帳専任職員	2名
		記帳指導職員	1名
		一般職員	5名

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名・連絡先

氏名：松谷仁（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言。

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

○本計画の具体的な取組の企画や実行

○本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①むつ商工会議所中小企業相談所経営支援課

〒035-0071 青森県むつ市小川町二丁目11番4号

TEL:0175-22-2283 / FAX:0175-22-0167

E-MAIL:matsuya@mutsucci.or.jp

②むつ市産業政策部商工労政課

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

TEL:0175-22-1111 / FAX:0175-22-1373

E-MAIL: shokorosei@city.mutsu.lg.jp

③むつ市総務部防災安全課

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

TEL:0175-22-1111 / FAX:0175-22-9116

E-MAIL: mt-bousai@city.mutsu.lg.jp

④むつ市健康福祉部感染症予防課

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

TEL:0175-22-1111 / FAX:0175-22-5044

E-MAIL: kansenshoyobo@city.mutsu.lg.jp

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ 連絡会議運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 事務、通信費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、むつ市補助金、青森県補助金、国補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	